

## 「新宿区耐震改修促進計画」(改定素案)の作成及びパブリック・コメントの実施について

区は、平成20年3月に新宿区耐震改修促進計画を策定し、平成30年2月に改定した。本計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とし、おおむね3年を目途に検証し、必要な施策の見直しなどを行うこととしている。

このたび、改定から4年が経過したことから、進捗状況等を踏まえ、新宿の高度防災都市化と安全安心の強化に向けて、本計画を改定する。

改定にあたって、パブリック・コメントを実施し、広く意見を募集する。

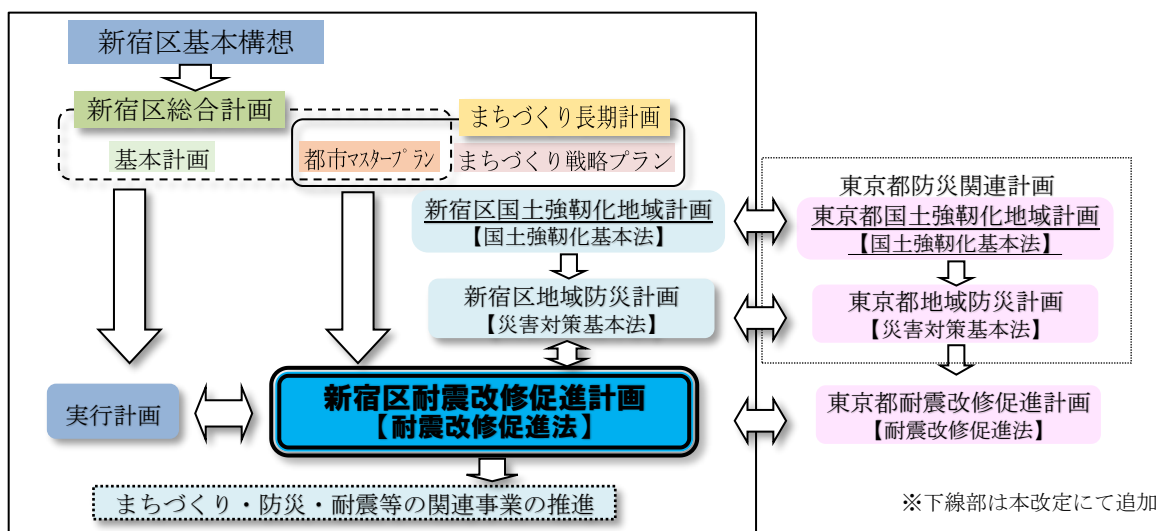
### 1 新宿区耐震改修促進計画(改定素案)の概要【資料1】

#### (1) 目的

住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震により想定される被害を6割減少させ、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現することを目的とする。

#### (2) 位置付け

耐震改修促進法に基づき策定し、東京都耐震改修促進計画及び新宿区地域防災計画等と整合を図る。



#### (3) 対象建築物

建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)以前に工事に着手したすべての建築物とする。

#### (4) 計画期間

平成30年度から令和9年度までの10年間とする。

おおむね3年を目途に検証し、必要な施策の見直しなどを行う。

#### (5) 取組方針

- ・建築物等の耐震化は、それぞれの所有者が自らの責務として取り組むことを基本とする。
- ・区は、国・都及び関係団体(地域団体、事業者団体等)と連携して耐震化の促進に取り組む。
- ・区は、建築物等の耐震化を行おうとする所有者に対し、国・都及び関係団体と連携して必要な支援を行う。

#### (6) 主な改定内容

【資料1】下線部のとおり

## 2 パブリック・コメントについて

### (1) 実施期間

令和3年10月15日(金)～11月15日(月)まで

### (2) 周知方法

10月15日号の広報新宿及び区ホームページで周知するとともに、窓口等において関係資料を閲覧に供する。

<閲覧に供する資料>

- ・新宿区耐震改修促進計画(改定素案)の概要 【資料1】
- ・新宿区耐震改修促進計画(改定素案) 【資料2】
- ・意見募集概要 【資料3】
- ・新宿区パブリック・コメント意見用紙 【資料4】

### (3) 閲覧場所

防災都市づくり課(本庁舎8階)、区政情報課(本庁舎3階)、区政情報センター(本庁舎1階)、特別出張所(10所)、区立図書館(10館)、区ホームページ

### (4) 提出方法

郵送、FAX、窓口持参及び区ホームページにおいて受付

## 3 今後の予定

令和3年	10月8日(金)	常任委員会 報告
	10月15日(金)	パブリック・コメント開始 (～11月15日(月))
令和4年	1月14日(金)	政策経営会議
	2月8日(火)	常任委員会 報告

### (参考) これまでの検討経緯

都市計画部長を座長とし、関係課長8名を委員とする検討委員会を設置し、検討を行った。

令和3年	5月10日(月)	第1回検討委員会(改定骨子(案)の確定)
	6月22日(火)	庁内意見照会
	7月1日(木)	第2回検討委員会(改定素案(検討委員会案)の確定)
	8月26日(木)	第3回検討委員会(改定素案(案)の確定)